

福岡4社目「えるぼし」認定の (株)ゼンリンに認定通知書交付

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく「えるぼし」認定について、福岡県内4社目の認定企業が出ました。

福岡労働局（局長 辻田 博）では、「株式会社ゼンリン」を認定（9月1日付け）し、平成28年9月29日、当局で交付式を実施いたしました。

株式会社ゼンリンの認定段階は「2」。
5つの評価項目の内、4つを満たしての認定です。



えるぼし認定マーク（2段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子
（平成28年9月29日）